会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年会津若 松市条例第17号)新旧対照表

改正後

## 第1条から第16条まで 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

- 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわら ず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査 (母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又 は第13条に規定する健康診査をいう。同表におい て同じ。)(以下この項において「健康診断等」 という。)が行われた場合であって、当該健康診 断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断等 の全部又は一部に相当すると認められるときは、 同欄に掲げる健康診断等の全部又は一部を行わ ないことができる。この場合において、家庭的保 育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康 診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における<br/>乳幼児の利用開始前の<br/>健康診断利用乳幼児に対する利<br/>用開始時の健康診断乳幼児に対する健康診<br/>査利用開始時の健康診<br/>断、定期の健康診断又<br/>は臨時の健康診断

改正前

## 第1条から第16条まで 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

- 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
  - 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

以下 略

以下 略